

# 一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、認知症高齢者対策に関する事業を行うことにより、健康で生きがいのある福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福井県立すこやかシルバー病院の管理運営の受託事業
- (2) 認知症に関する知識の普及・啓発、教育・研修及び相談・指導に関する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経た上で、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(財産の運用管理)

第7条 この法人の財産の運用・管理は理事長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める資金運用規程による。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第11条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経た上で、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員3名以上を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会長とする。

(選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員会長は、評議員会において選任する。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の残任期間とする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第15条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年度総額30万円を超えないものとする。
- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

## 第2節 評議員会

(構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員の議長は、評議員会長がこれに当たる。ただし、評議員会長が欠けたときまたは評議員会長に事故があるときは、出席した評議員の中から選出する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額及びその規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (5) 長期借入金
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) 前各号のほか法令又はこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 長期借入金
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

- 第22条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、理事長が議事録を作成し、評議員会議長及び理事長がこれに記名押印する。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員の設定)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長、副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の中から選任する。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長および副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務を執行する理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。

4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるとき。

(報酬等)

- 第31条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

## 第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び副理事長の選任及び解任
  - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の一週間前までに、各理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 この法人が解散等により精算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、剰余金を分配することができない。

## 第7章 公告

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第8章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」

という。) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

岩田俊一  
大中正光  
大森晶夫  
木村洋子  
田原 薫  
堀江達雄

4 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げるものとする。

理事 伊藤達彦  
理事 奥村雄外  
理事 清水武士  
理事 橘 麗子  
理事 寺尾洋子  
理事 増永 裕  
理事 松田一夫  
監事 加藤卓次  
監事 布川浩彦

5 この法人の最初の代表理事は、次に掲げるものとする。

代表理事（理事長） 増永 裕  
代表理事（副理事長） 伊藤達彦

附 則

この定款は、令和4年6月1日から施行する。